

2026 年度  
東京大学大学院情報理工学系研究科  
博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（IST-RA）  
募集要項

本制度は、東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究に、優れた博士課程学生を参画させ、学術研究の効果的推進、研究体制の充実及び、若手研究者として博士課程学生の育成を図ることを目的とする。

## 1. 申請資格

次のいずれかに該当する者。（ただし 2025 年 10 月入学予定者又は 9 月・10 月入学の在学者については、「2026 年 4 月 1 日」を「2025 年 10 月 1 日」に読み替えること。）

- ① 申請時において本研究科博士後期課程に在籍し 2026 年 4 月 1 日以降も引き続き在学する予定の者
- ② 2026 年 4 月 1 日に本研究科博士後期課程に入学を予定・志願する者。

ただし、2026 年 4 月 1 日時点において、休学している者、通算 3 年を超えて受給することとなる者、及び 7. に掲げられた除外対象となる他の奨学金等に該当する者を対象外とする。また、職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生についても対象外ではあるが、支給期間開始月以前に離職する場合には、本制度に申請することは可能である。

## 2. IST-RA 採用予定数・支給月額

採用予定数： 若干名（予算の範囲内で採用可能な数）

支給月額：	特に優秀な者	A+タイプ採用者	120,000 円
	優秀な者	Aタイプ採用者	60,000 円

## 3. 選考方法

申請書類（申請書、指導教員の評価書）及び成績情報に基づいて、選考委員会が選考を行う。必要に応じ面接を行うことがある。

## 4. 支給期間

- ① 4 月入学者（予定含む）

2026 年 4 月から 2027 年 3 月まで（初回振り込み 2026 年 5 月）

- ② 10 月入学者（予定含む）

2025 年 10 月から 2026 年 9 月まで（初回振り込み 2025 年 11 月）

ただし、通算 3 年を超えて受給することはできない。

## 5. 申請手続

### (1) 申請方法

申請希望者は、申請受付システムにて申請書類（後述「(2) 申請書類等」参照）をアップロードすることにより申請する。

申請受付期間は **2025年6月6日（金）～6月20日（金）**。

申請受付システムおよび申請方法の詳細は、以下のウェブサイトを確認すること。

東京大学情報理工学系研究科ウェブサイト：  
博士課程学生特別リサーチ・アシスタント(IST-RA)制度  
URL <https://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/financial-support/ist-ra/>

### (2) 申請書類等

（様式1・様式2の電子ファイルは上記(1)で示したURLからダウンロードすること）

#### ① 申請書：様式1

本研究科所定の様式に所要事項を記入したもの。捺印やサインは不要。

申請受付システムにてアップロードすること。

#### ② 2026年4月時点の指導教員予定者の評価書：様式2

本研究科所定の様式に、**評価者（2026年4月時点の指導教員予定者）**が記載したもの。捺印やサインは不要。申請者は、申請受付システムの案内に従って**評価者へアップロードを依頼**すること。

#### ③ 成績証明書※（学部・修士・博士における成績証明書）

電子媒体で発行されたものや、紙媒体で発行されたものの**スキャンデータ**をアップロードする。なお、やむを得ない事情により申請期間内に成績証明書を提出できない場合には、その理由を記した書類、または、オンラインで成績を閲覧できる場合は成績画面のPDF出力やスクリーンショットを、成績証明書の代わりとしてアップロードすること。

※虚偽申請防止のため、アップロードされた成績証明書と本学にて保有する成績情報とを照合する場合がある。

## 6. 選考結果発表及び採用手続

(1) 選考結果は、2025年7月下旬～8月上旬頃に、申請時に登録された電子メールアドレス宛に通知する。

(2) 採用者は採用通知とともに電子メールで送付される手続要領に従って、所定の期間内に必要な採用手続を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は採用を辞退したものとして取り扱う。

## 7. 他の奨学金等との併用の取扱い

(1) IST-RA の支給開始時に、次に掲げた内の一つ又は複数に該当する者は、IST-RA の支給対象としない。

- ① 文部科学省国費外国人留学生
- ② 外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生を含む。）
- ③ 日本台湾交流協会奨学金日本奨学金留学生
- ④ 日本学術振興会特別研究員
- ⑤ 東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者
- ⑥ 博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院プログラムによる奨励金の受給者
- ⑦ 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（博士フェローシップ）により支援を受ける者
- ⑧ SPRING GX または BOOST-NAIS による研究奨励金等受給者
- ⑨ その他、月額 12 万円（1 年間分の額として支給される場合は 12 で除した額）を超える返還義務のない各種奨学金等の受給者

ただし、申請時に上記に該当していても、支給期間開始月以前にその受給が終了する場合は、本制度に申請することは可能である。その場合は、申請書にその旨明記し、支給期間最初の月に実際の状況を報告すること。

(2) 以下の経済的支援等を受けるものは、それらを IST-RA と併給することができる。ただし、各制度における取り決めにより、併用不可と規定されている場合を除く。

- ① 日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける者
- ② 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の受給者
- ③ 本学の技術補佐員又は事務補佐員として雇用される者
- ④ 東京大学リサーチ・アシスタント実施要領に基づくリサーチ・アシスタント（RA）として委嘱される者
- ⑤ 東京大学大学院学則第 39 条第 1 項に基づき授業料の全額又は半額を免除される者
- ⑥ その他、月額 12 万円以下の返還義務のない各種奨学金の受給者及び各種貸与奨学金の受給者

申請に当たり、あらかじめ各制度の取り決めを確認すること。特に、公益法人の奨学金等については条件をあらかじめ確認すること。なお、リサーチ・アシスタント（RA）については、IST-RA との合計額が、月額 20 万円を超えることはできない。超える場合は IST-RA を減額する。

## 8. IST-RA 受給者の義務

- (1) IST-RA の受給者となった者は、2026 年春に募集される 2027 年度採用分の日本学術振興会特別研究員に必ず申請しなければならない。ただし、2026 年 4 月から 2027 年 3 月（9 月または 10 月入学者の場合は 2025 年 9 月から 2026 年 9 月）の間に、博士後期課程を修了予定の者を除く。なお、申請を怠った場合には、その時点で本制度の採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。また、今後の本制度の募集への申請資格を失うこととなるので、十分注意すること。
- (2) 本制度の受給者は、毎月、所定の様式により、研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書を提出しなければならない。なお、他の奨学金や RA 等の受給が確定したため、本制度を辞退する必要が生じた場合には、必ず所属専攻事務室に報告書と共に早急に届け出ること。

## 9. 注意事項

- (1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。
- (2) 採用者は、本研究科博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（IST-RA）制度実施要項に規定された事項を遵守しなければならない。
- (3) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした場合は、採用後でも遡って採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。
- (4) 4 月又は 10 月に入学予定の申請者で、選考の結果採用された場合でも、2026 年度本研究科入試に合格の上、入学手続きを行わなかった場合には、採用は取り消される。
- (5) 本要項は現時点での学事暦に基づいて作成している。今後、学事暦の変更が行われた場合には、新しい学事暦に従って、支給期間等を定める。

2025 年 5 月

東京大学大学院情報理工学系研究科